

産業部資料 1

原発事故に伴う農産物等の損害賠償について（案）

1. 4月26日、県内17JAと農業生産団体が参画し「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会」を設立した。
原発事故による放射性物質の拡散に伴う農畜産物の損害額を東京電力に対し請求することとした。
2. 系統外出荷者に対する支援
「伊達地域農業振興協議会」が、生産者の損害賠償請求・相談の窓口を設置し、専任の担当職員を配置する。
なお、福島県に対しても人員等の支援を要請する。
(協議会の構成：伊達市、桑折町、国見町、県北農林事務所（伊達普及所、JA伊達みらい、JA福島中央会）)
3. 損害賠償の範囲
放射性物質の拡散に伴う農畜産物の出荷停止、風評被害、価格下落等の損害額をもって、損害賠償金額とする。
 - ①放射性物質の拡散によって出荷制限となった損害
 - ②今回の事故を理由として取引先から受入れ拒否や価格下落などの相当の因果関係がある損害。
 - ③今回の事故を理由として、契約栽培の解除や停止などの相当の因果関係がある損害。
4. 賠償・補償に関する説明会
系統外出荷者に対する説明会を、各市町がそれぞれ開催する。
(伊達市の場合には、旧町単位で開催)

出荷団体に対する説明会を開催し、損害賠償請求に関する協力を要請する。